

340 ページ

法第 28 条の申立てと裁判所による指導勧告

ここではもっぱら保護者指導の効果の視点から法第 28 条の申立てと裁判所の指導勧告の状況に注目すると、調査対象期間中(平成 17 年 4 月～11 月)にあった申立て 66 件中、保護者の態度に変化が認められたのは 27 件、変化がないものが 42 件とされている。また承認があった 41 件中、裁判所からの指導勧告があったのは 7 件、指導受講の附帯条件は 4 件である。

指導勧告の有効性については、疑問が持たれ、裁判所が保護者に直接、命令することの必要性が提起されている。また少年審判の試験観察のように、裁判所が審判を留保し、一定期間保護者のケア受講状況を勘案しながら最終決定を行うような制度

があれば、保護者が指導援助を受ける動機づけを高める上で有効な方策ではないかとの意見も報告されている。

法第 28 条の更新については家族支援の実施過程における更新の意味が注目され、評価されている。ただし保護者・家族支援の効果的な運用と活性化のためには、児童相談所の業務量・人員体制の問題を見直す必要も指摘されている。

法第 28 条の更新を機会に施設入所の同意に転ずる事例もかなりあることが実地調査から報告されている。ただし、児童相談所による指導体制が法的拘束を持たない同意入所において曖昧になる危険性や、保護者の対応として「表面的な同意」しか得られていない事例の難しさなども報告されている。

341 ページ

家庭裁判所の指導勧告と指導受講の附帯条件

家庭裁判所の指導勧告があったのは 14 件(42 件中 33. 3%)、保護者の指導受講の対応については、態度を変えず指導を受けようとししないものが 8 件(58. 3%)である。勧告に対してしぶしぶではあるが態度を変えたのは 2 件である。

指導勧告が無かった事例 67 件では、審判承認後、指導を受けようと全くしない 18 件(26. 9%)、ほとんど受けようとしない 12 件(17. 4%)と、30 件(44. 8%)が指導を拒んでいる。審判によって何らかの態度変容を示したものは 8 件(19. 0%)である。

指導受講の附帯条件があったものは 9 件あり、その

うち 5 件が勧告を契機に指導を受けるようになったと報告されている。間接的な勧告よりも具体的に保護者に指示事項を提示する附帯条件の提示が保護者を変容させるのに有効かどうか、今後とも慎重に検討を続ける必要がある。

法第 28 条申立てという事態が、児童相談所と保護者の強い対立経過を前提にしているだけに、そう簡単に保護者の対応が変わることは無いのであろうが、それだけに児童相談所が保護者と話し合うためのテーブルが裁判所のバックアップによって設けられないかが、課題と言える。

家庭裁判所の指導勧告について

法第 28 条の審判において家庭裁判所から都道府県知事への指導勧告が、その後の保護者指導への司法からのバックアップとして設定されてきたが、その効果については相談現場では、以前から疑問視する意見が多かった。

平成 17～19 年の 3 年間の家庭裁判所の指導勧告は 12 件、12 件、17 件となっている。(有効回答 100, 105, 111 ケ所) (表 38-1)

同じ時期の都道府県知事、政令市市長の指導勧告は平成 19 年度のみ 3 件 (有効回答 105 ケ所) となっている。(表 38-2)

実際の指導勧告の有無にかかわらず、各児童相談所の意見を求めると、保護者に対する直接の勧告ができるようにしてほしいという意見が最も多くみられた。(表 39)

実際の指導勧告事案については 43 件の報告があり、そのうち 32 事例については効果についての回答があった。また市長による指導勧告 2 件、知事による指導勧告 1 件も報告されている。市長による指導勧告 2 件は効果なしと報告されているが、知事勧告 1 件は効果があったと報告されている。

家庭裁判所の指導勧告で効果があったとされたのは 5 件、効果なし 18 件、曖昧で評価できず 6 件、その他未回答が 3 件となっている。

効果の有無の要因は詳細な事例情報の分析によらなければ確定困難と考えられるが、提供された事例情報でみると、指導勧告の内容に保護者が具体的に取り組むべき指示事項が述べられている事例で効果ありとなっているのに対して、「施設入所の理由を理解させる」「養育態度の問題を認識させる」といった児童相談所がすべきであることについての一般論だけが示されている指導勧告の事例では「効果あり」の事例は見られていない。これは報告されている内容だけからすれば、まさに保護者自身がすべきことに言及しているかどうかの違いであり、過去の調査研究で附帯事項に保護者が取り組むべき事項への言及があった事例に有効性がみられていた 8) こととも符合する。

これらの事例をみると、確かに指導勧告の内容と効果に何らかの関連性がありそうなことは推測されるが、それは勧告の文言設定に至る指導経過の方に本質的な要因があるかもしれず、単純な推測は控えたい。

表 38-1. 家庭裁判所による指導勧告(Q38.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
指導勧告等家庭裁判所平成17年度	100	41	0.12	0	0.167	0	2	12
指導勧告等家庭裁判所平成18年度	105	36	0.11	0	0.160	0	3	12
指導勧告等家庭裁判所平成19年度	111	30	0.15	0	0.204	0	2	17

表 38-2. 都道府県知事による指導勧告(Q38.)

	度数		平均値	最頻値	分散	最小値	最大値	合計
	有効	欠損値						
指導勧告等都道府県知事平成17年度	96	45	0.00	0	0.000	0	0	0
指導勧告等都道府県知事平成18年度	99	42	0.00	0	0.000	0	0	0
指導勧告等都道府県知事平成19年度	105	36	0.03	0	0.047	0	2	3

表39. Q40. 家庭裁判所による指導勧告、都道府県知事による指導勧告につい

指導勧告についての意見	件数
児相に対する勧告を保護者に対するものにしてほしい	18
該当事例無し	9
指導勧告に強制力、罰則規定をつけてほしい	7
保護者への指導効果をあげるには勧告は効果期待しにくい	6
知事・政令市市長の勧告は効果に疑問	4
司法機関の権限行使として指導勧告してほしい	3
指導勧告によって児相の指導の立場は明示できた	1
保護者に勧告の内容を示したが一顧だにせず	1
裁判官によって指導勧告判断の違いがある	1
合 計	50